

工事の入札に伴う注意事項（飯塚市企業局 企業管理課）

【工事費内訳書について】

予定価格（税込）が5,000万円以上の場合

- ◎ 予定価格（税込）が5,000万円以上の場合、入札公告又は指名通知の際に指定した項目を含む工事費内訳書を作成すること。
- ◎ 工事費内訳書は入札書と同封して郵送してください。

【工事費内訳書の内容及び様式】

- ① 記載事項 : 工事名、入札者の所在地、商号又は名称、
代表者（支店長等）職名・氏名・印鑑
- ② 工事費の内訳 : 工事費の内訳は、設計図書工事費内訳書に対応し、記載すること。
- ③ 様式 : 用紙サイズはA4とし、当該工事の設計書に準じて作成すること。

【注意事項】

落札候補者の工事費内訳書を厳正に審査し、**不備があれば、入札が無効となります**ので、**注意**してください。

【入札が無効となる工事費内訳書】

- ・ 工事費内訳書の合計金額（消費税抜き）と入札金額が一致しない
- ・ 「値引き」という項目を設け、マイナス計上している
(※ 「値引き」を認めないものではなく、「値引き」という項目を設けて、一括してマイナス計上してはならず、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額で見積金額を記載すること。)
- ・ 指定した内訳書の項目がない
- ・ 各項目での掛け算や、各項目金額の足し算が正しくない

予定価格（税込）が5,000万円未満の場合

- ◎ 予定価格（税込）が130万円超5,000万円未満の場合は簡易様式（仕様書等とともにHPにて配付）で可。
- ◎ 工事費内訳書の合計金額（消費税抜き）と入札金額は、一致させること。
- ◎ 工事費内訳書は入札書と同封して郵送してください。
※工事費内訳書の提出がない場合、入札は**失格**となります。

提出された工事費内訳書は、情報公開（全部公開）の対象となります。

※ 入札を辞退される場合は、下記まで必ず事前に連絡をし、辞退届を提出してください。

※ 入札について何か質問がございましたら下記までおたずねください。

[その他の注意事項]

特定建設業許可について

◎ 下請に出す工事の金額の総額(税込)が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)の場合は特定建設業許可を受けなければなりません。

特定建設業許可を受けていない業者の方は総額4,000万円以上の下請工事を出すことはできません。

専任技術者の配置について

◎ 請負金額(税込)が3,500万円以上(建築は7,000万円以上)となる場合は、建設業法(S24年法律第100号第26条第3項)に基づき専任技術者の配置が必要となります。

◎ 上記の場合、技術者は専任の必要があるため、営業所の専任技術者の配置及び他の工事との兼務はできません。

◎ 配置した技術者は、工事の途中で変更できません。

◎ 下請け金額(税込)が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)になる場合は、配置する技術者は監理技術者の資格を持ち、監理技術者講習を受講していることが必要です。

飯塚市企業局 企業管理課 総務係

Tel 0948-22-0380 内線 2255 Fax 0948-29-8772